

出版物の転載許諾に関する規定

1. 許諾を要する出版物 《本会に著作権が帰属している出版物》
 - ① 定期刊行物
日本機械学会誌
日本機械学会学術誌
 - ② 本会発行の書籍、分科会報告書、および委託出版物
2. 許諾申請内容 《つぎの事項が明記されていなければならない》
 - ① 申出（責任）者名
 - ② 転載許諾を受ける本会出版物名とその転載箇所
 - ③ 転載する出版物名、発行予定年月日および発行予定部数
 - ④ 編集者（编者）
 - ⑤ 発行者（者）
3. 許諾承認審議 《許諾承認は編修理事会で行う》

対 象 物	審 議 内 容
定期刊行物	第三者から記事・論文等の複製あるいは転載に関する許諾の要請があった場合は、編修理事会において著作者の権益を考えながら、著作者に代わって許諾する。 ただし、全文転載の場合は原著作者の了解を必要とする。
書籍および分科会報告	上記と同じ。 ただし、次の場合は許諾の承認はしない。 ① 合計ページ数が1冊の本に対して著しく多い場合 ② 合計図・表数が1冊の本に対して著しく多い場合 ③ 許諾する対象箇所がその対象（出版）物の重要部分である場合

4. 許諾のあり方
出典明記を条件に転載を許可する。
5. 著作者自身の所属機関での利用
著者自身の所属機関（大学、会社、研究機関等）で、著者自身の論文原稿（本会で編修した公開版ではない）を、電子書庫での保存やインターネットでの公開を行う場合に限り、本会への許諾申請は免除する。ただし、掲載の際に初出（本会の発行物）の出典を明記するとともに、共著者がいる場合は各著者全員から了解を得ておくものとする。
6. 著者が著者自身の論文原稿の一部を利用する場合は、本会への許諾申請は免除する。ただし、掲載の際に初出（本会の発行物）の出典を明記するとともに、共著者がいる場合は各著者全員から了解を得ておくものとする。

[1987年 6月 1日 編修理事会承認]
[2006年 9月 8日 編修理事会改正]
[2013年 5月 21日 編修理事会改正]
[2014年 3月 4日 編修理事会改正]
[2023年 1月 10日 編修理事会改正]